

町立幼稚園の預かり保育実施について

～町立幼稚園では、在園している園児対象に預かり保育を実施しています～

＜ 利用対象者 ＞

- ・町立幼稚園に通園する園児（ただし年少クラスは6月から）
- ・理由により時間内の預かり保育を希望する場合

＜ 申請の流れ ＞

※利用するには申請・認定が必要です！

- ①申請書を提出します ②認定事務を行います ③認定通知書を受取ってください



幼稚園へ申請



教育委員会



幼稚園にて受取

＜ 預かり保育実施日時等 ＞

- ・幼稚園の開園日・・・月曜日から金曜日
- ※次の日は実施しない。

- ・土日祝日
- ・春季休業日（4月1日～4月3日）
- ・夏季休業日（8月13日～8月15日）
- ・冬季休業日（12月29日～1月3日）
- ・ほか園が指定した日

- ・預かり保育時間

通常・・・幼稚園の保育時間終了後から**午後6時まで**

休業期間中（春/夏/冬）・・・**午前8時40分から午後6時まで**

＜ 預かり保育料について ＞ ※預かり保育期間は原則1ヶ月単位とし、長期休業や緊急を要する場合は1日単位の実施とします。

下記保育認定要件に該当する場合 無償

＜保育認定要件＞※申請時に証明する書類が必要です。

- ・就労（保育実施時間及び月48時間以上就労していること）
- ・就学（職業訓練含む）
- ・求職活動中
- ・起業準備等
- ・親族の介護・看護等
- ・災害復旧
- ・産前産後（各8週）
- ・保護者の疾病・負傷・障害等
- ・DV等

ほか

左記以外の場合
1ヶ月あたり 8,500円
1日あたり
通常 700円
長期休業(夏/冬) 1,000円



別途負担

（教材費+おやつ代+冷暖房費等）

負担額については各園を通じてお知らせします。

